

地域福祉専門部会における検討結果の報告（概要）について

中央区保健医療福祉計画推進委員会承認のもと設置した「地域福祉専門部会」における検討結果について報告します。

1 具体的な検討課題

- (1) 包括的な相談支援体制の整備について
- (2) 地域のささえ合いのしくみづくりについて
- (3) 地域の担い手の確保について
- (4) 生活困窮者等の自立支援について

2 開催状況

回	開催日時	議題
第1回	令和元年6月6日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉専門部会の進め方及びスケジュール（案） ○支援者団体等へのヒアリング、グループインタビューの実施について ○包括的な相談支援体制について ○地域のささえ合いのしくみづくりについて
第2回	令和元年9月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援機関ヒアリング調査及び地域活動者・団体グループインタビュー調査の結果報告 ○包括的な相談支援体制について ○地域のささえ合いのしくみづくりについて ○地域の担い手の確保について ○地域カルテ（案）について
第3回	令和元年10月3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援体制について ○生活困窮者等の自立支援について ○地域カルテ（案）について

3 相談支援機関ヒアリング調査結果

各相談機関が取り扱う相談は複雑化・複合化しており、単独の課では解決できない事例も多くなっています。個々のケースに応じてさまざまな相談機関と連携して対応していますが、役割分担の決定やケース会議等の日程調整に時間がかかるなど課題が多く、担当者が苦勞している現状です。分野を超えた情報共有のしくみづくりや、相談支援に携わる職員のスキルアップを図るなど、多機関連携のしくみを確立する必要があります。

4 地域活動者・支援者団体グループインタビュー調査結果

地域の強みとして、地域や人のつながりが強く、盆踊りなどの活動が残っている一方で、町会の高齢化や担い手不足、新旧住民の融合が課題となっています。高齢者だけでなく、子育て世代や障害者、外国人などだれもが気軽に相談できる場があるとよいという意見が多く聞かれました。また、活動したいと思っているが、どうやってはじめてらよいか分からない、場所がないという意見もあり、地域での活動の周知、活動を始めたい人への支援などが必要です。

5 検討結果

(1) 包括的な相談支援体制の整備について

地域住民が抱える問題は複雑化・複合化しており、従来の縦割りの組織では対応が困難なケースもあります。地域住民からの相談を身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し、適切な支援につなぐ場を早急に整備することが必要です。しかしながら、一つの相談機関で、分野ごとに異なる法律や制度を全て把握し対応することは非常に困難であることから、既存の機能や組織の再編により、相談を包括的に受け止める拠点を整備することも方策の一つであると考えられます。

さまざまな相談に対し、職員一人一人が自らの担当分野にとどまることなく視野を広げて対応できるよう、職員のスキルアップを図ることが重要です。あわせて、体制整備のための人員の確保も求められます。

また、公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯については、アウトリーチによる支援を充実させるだけでなく、民生委員や関係機関等との情報共有のしくみを確立させ、潜在的なニーズの把握に努める必要があります。

新規・充実事業
<ul style="list-style-type: none">・ 既存の機能・組織の再編による拠点づくり・ 多機関協働の中核機能を担う組織の明確化・ 相談支援包括化推進員（仮称）の任命・ 相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催・ 専門職との連携によるバックアップ体制の推進・ 各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施・ 地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの拡充

(2) 地域のささえ合いのしくみづくりについて

本区は、区民の9割がマンション居住者という特徴があります。町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまなコミュニティとの協働により、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。また、地域活動を活性化するためには活動場所の確保が重要です。施設改修等の機会を捉えて地域活動拠点を整備していく必要があります。本区においては、障害者や外国人などが気軽に立ち寄ることができる場が少ないことから、地域公益活動を行う社会福祉法人との連携により地域福祉ニーズを反映させた場づくりを促進していくことも考えられます。

また、地域活動に参加しない人、自ら支援を求めない人などが孤立しないよう、さまざまな主体による見守りネットワークを充実することが求められます。

さらに、地域住民に対し本計画の理念等の共有を図るため、連合町会単位で説明会を開催するなど、計画を推進するための取り組みが今後必要と考えられます。

新規・充実事業
<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの拡充（再掲）・ 施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備・ 地域の支援者のネットワーク化に向けた取組の検討・ 支えあいのまちづくり協議体の活動推進

(3) 地域の担い手の確保について

多くの町会では、担い手の高齢化・人手不足といった課題を抱えています。地域における顔

の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催するなど、地域の担い手を発掘・養成し、地域コミュニティの活性化を推進していく必要があります。また、養成講座等の実施とあわせて、認知症ステップアップ講座の修了生が認知症カフェの運営ボランティアとして活躍しているように、養成した人材を積極的に活用するしくみづくりが必要です。

地域で活動したいと思っても、始め方が分からない、活動場所が見つからないなどの理由で活動するきっかけが得られない人もいることから、地域福祉コーディネーター等による地域支援を充実させ、地域活動団体とのネットワーク化を図るなど、地域活動を促進する取り組みが求められます。

新規・充実事業
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターの拡充（再掲） ・地域活動団体のネットワーク化の促進

(4) 生活困窮者等の自立支援について

自立相談支援機関に相談に訪れる人は、経済的に困窮しているだけでなく、就労、子育て、障害、介護などさまざまな問題を抱えています。こうした課題に的確に対応するための相談支援体制の整備、関係機関の連携体制の強化が必要です。また、潜在化している生活困窮者を早期把握・発見し、自立相談支援機関または生活保護相談窓口適切につなぐよう、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等など地域の支援者と協力しながら解決を図っていく必要があります。また、相談窓口や自立支援事業について、周知を徹底し相談者が利用しやすい環境づくりを行っていくことも必要であると考えられます。

新規・充実事業
<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働の中核機関を担う組織の明確化（再掲） ・相談支援包括化推進員（仮称）の任命（再掲） ・相談支援包括化推進連絡会議（仮称）の開催（再掲） ・生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実

6 地域カルテ（案）の作成

(1) 目的

地域の現状と課題や地域資源の需要と供給等を明らかにし、住民主体の地域のささえ合いのしくみづくりに活用するため。

(2) 内容

- ・地域の概要
- ・保健医療福祉に関する施設マップ
- ・地域資源マップ
- ・地域活動者・団体グループインタビュー調査結果
- ・相談支援機関ヒアリング調査結果
- ・今後の方向性

(3) 周知方法

区のホームページ等

7 計画書(案)への反映

本検討結果を、計画書（案）の各施策の方向性に反映しています。